

11 経済産業省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	企業会計単位通貨を主要外国通貨とする特例(産業空洞化対策関連)	都道府県	山口県	
		提案事項管理番号	1009010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係省庁	法務省 経済産業省
------------	--------------

求める措置の具体的内容
<p>歴史的な円高の長期化により、日本製品を輸出することが国際価格競争において不利な状況が続いており、産業空洞化が懸念されることから、その対策として、外国為替変動の影響の少ない環境を日本国内に設けるために、外国取引を行う企業の会計単位通貨を主要外国通貨とすることを特に認めるもの。</p> <p>輸出企業等が、国内で外国通貨による生産等の企業活動を行うことができれば、日本製品は国際市場において、為替変動のない対等な価格競争を行うことのできる環境が整うことになる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>提案理由：</p> <p>歴史的な円高の長期化により、日本を代表する輸出企業の収益赤字化、海外生産へのシフト、日本への逆輸入が増えてくる状態が進行すれば、国内産業が空洞化してしまうと懸念されている。</p> <p>この対策として、海外シフトのメリットの1つである「外国為替変動の影響が少い環境」を日本国内に設けることができれば、国際価格競争力の向上に繋がることが見込まれることから、産業の空洞化対策に効果的と期待できる。また、外国為替変動の影響を少なくすることは、急激な円安の際の輸入企業にも効果的と見込まれ、日本製品が今後も国際市場において活躍していくために必要な対応と考え提案するもの。</p> <p>事業概要：</p> <p>○ 外国取引を行う企業の会計単位通貨を「主要外国通貨」とすることを特別に認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出企業が、国内で、製造の段階から主要外国通貨により価格決定できれば、その後急激な為替変動が生じて、輸出、販売の段階で日本製品の価格は安定しており、国際市場において対等な価格競争を行うことができる。このような環境をつくるために、海外取引を行う企業の会計単位通貨を主要外国通貨として特に認めることとする。 ・ その代わりに、国内企業等との取引において外国為替変動リスクが発生するため、何らかのリスク軽減策が必要となる。この対応は、各企業の実情に応じたものとなるが、例えば、友好関係にある企業間で、安定した為替契約や生産調整を行うことが考えられる。 ・ 事業区域は、外国取引の集中する国際貿易港や国際空港の所在する地方公共団体が適当と考える。 <p>○ 外国為替市場により決定される価格に基づき外国取引を行うことを基本スタンスとするものであることから、市場価格から大きく乖離した価格が横行する場合は、規制を設ける。</p> <p>基本的な考え：</p> <p>ものづくり産業は、開発、生産、流通、販売等の課程を踏まえ価格設定するため、その間の通貨安定が必要となり、販売契約後に日々刻々と価格変動する環境には適さず、成り立たなくなると考える。</p>

11 経済産業省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	鳥取オリジナルお隣同士エネルギー融通特区	
要望事項 (事項名)	鳥取オリジナルお隣同士エネルギー融通システムの 保安規制の緩和	都道府県	鳥取県	
		提案事項管理番号	1012010	
提案主体名	鳥取市、中電技術コンサルタント株式会社			

制度の所管・関係省庁	経済産業省
------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>商用系統から受電する電気工作物と電氣的に接続されていなければ、複数にまたがる区域と規模を限定することで、一般用電気工作物として扱える規定とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><提案理由></p> <p>受電用の電線路以外の電線路により構外にある電気工作物と電氣的に接続される場合は事業用(自家用)電気工作物となり、保安規程の提出、電気主任技術者の選任が必要となるため、事業化が困難となる。</p> <p>600V 以下の電圧で運用し、20kW 以下の太陽光発電をお隣同士エネルギー融通システムで連系して共同蓄電池と繋げる小規模なシステムについては使用する機器が技術的な要件を満たせば一般用電気工作物と見なされることで普及が進む。</p>

11 経済産業省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	鳥取オリジナルお隣同士エネルギー融通特区	
要望事項 (事項名)	商用電力と鳥取オリジナルお隣同士エネルギー融通システムとの共存基準の確立	都道府県	鳥取県	
		提案事項管理番号	1012020	
提案主体名	鳥取市、中電技術コンサルタント株式会社			

制度の所管・関係省庁	経済産業省
------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>商用系統から受電する需要場所について、商用電力系統とは電気的に分離した融通システムの屋内配線系統が存在できる柔軟な規定とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><提案理由></p> <p>一需要場所に商用系統とは別の系統が存在すると、お隣同士エネルギー融通システムに参加する個々の住宅が一般電気事業者から個別受電を受けられなくなるため、当該システムに接続ができない。</p> <p>当該システムから住宅内の負荷に供給できるようにしなければ、防災時の電源としても使いづらい。また、常時も固定的な負荷を直流で供給できるようになれば、省エネ、低炭素化に寄与できる。</p>

11 経済産業省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	鳥取オリジナルお隣同士エネルギー融通特区	
要望事項 (事項名)	鳥取オリジナルお隣同士エネルギー融通システムに よる特定供給条件の緩和	都道府県	鳥取県	
提案主体名		提案事項管理番号	1012030	
提案主体名	鳥取市、中電技術コンサルタント株式会社			

制度の所管・関係省庁	経済産業省
------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>特定供給を行う場合、関係する者は密な関係を有する組合等の設置について不要とする。(電気事業法施行例第21条第1項第3号)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><提案理由></p> <p>特定供給を行う場合、関係する者は密な関係を求められており、組合等の設置が求められるなど柔軟なビジネス展開が困難となる。</p> <p>お隣同士エネルギー融通システムへの参加者を募る段階で、参加条件が厳しいと参加が進まないため。</p>

11 経済産業省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	温泉発電におけるボイラー・タービン主任技術者の	都道府県	静岡県	
	選任不要化	提案事項管理番号	1013010	
提案主体名	静岡県			

制度の所管・関係省庁	経済産業省
-------------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>出力 300kW 未満の小型バイナリー発電機について、1年間継続して運転の安全性が確認できた場合は、他の小型汽力発電(300kW 未満)と同様にボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>ボイラー・タービン主任技術者の人件費コストの削減を図ることにより、温泉熱を利用した小型バイナリー発電(以下「温泉発電」という。)の普及を目指す。</p> <p>具体的には、発電機を1年間継続して運転し、安全性が確認できた場合は、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とする。これにより温泉発電事業のランニングコストの改善が図られる。</p> <p>提案理由：</p> <p>静岡県は、温泉宿泊施設数全国第1位、源泉数全国第4位の温泉県であり、温泉の熱を利用した温泉発電の導入は、エネルギーの地産地消のほか、地域の新たな観光資源としての波及効果も考えられる。</p> <p>昨年度、経済産業省総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において承認された規制緩和の対象が、代替フロンを媒体とするバイナリー発電機のみであるため、アンモニア水等を媒体とするものは、従来どおり、ボイラー・タービン主任技術者の選任が求められる。アンモニア水等を媒体とするバイナリー発電機は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温泉量で発電が可能のため、日本の温泉に適している。</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者の選任義務の緩和により年間約 750 万円のランニングコストの改善が図られ、早期に初期投資の回収が可能となり、温泉発電の普及を図ることができる。</p> <p>代替措置：</p> <p>安全面について、1年間の継続運転により安全性を確認する。</p>

11 経済産業省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	温泉発電におけるボイラー・タービン主任技術者の	都道府県	静岡県	
	外部委託化	提案事項管理番号	1013020	
提案主体名	静岡県			

制度の所管・関係省庁	経済産業省
-------------------	-------

求める措置の具体的内容	出力 300kW 未満のバイナリー発電機について、電気主任技術者と同様に外部委託化を可能とするようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>ボイラー・タービン主任技術者の人件費コストの削減を図ることにより、温泉熱を利用した小型バイナリー発電(以下「温泉発電」という。)の普及を目指す。</p> <p>具体的には、ボイラー・タービン主任技術者の外部委託化を可能とすることにより、温泉発電事業のランニングコストの改善が図られる。</p> <p>提案理由:</p> <p>静岡県は、温泉宿泊施設数全国第1位、源泉数全国第4位の温泉県であり、温泉の熱を利用した温泉発電の導入は、エネルギーの地産地消のほか、地域の新たな観光資源としての波及効果も考えられる。</p> <p>昨年度、経済産業省総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において承認された規制緩和の対象が、代替フロンを媒体とするバイナリー発電機のみであるため、アンモニア水等を媒体とするものは、従来どおり、ボイラー・タービン主任技術者の選任が求められる。アンモニア水等を媒体とするバイナリー発電機は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温泉量で発電が可能のため、日本の温泉に適している。</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者の外部委託化により年間約 690 万円のランニングコストの改善が図られ、早期に初期投資の回収が可能となり、温泉発電の普及を図ることができる。</p> <p>代替措置:</p> <p>外部委託化による安全面への影響については、既に電気主任技術者は外部委託化が認められており、電気主任技術者と同様に一定の要件を付すことで安全性を確保できると考える。</p>

11 経済産業省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	温泉発電における工事計画の届出等の不要化	都道府県	静岡県
		提案事項管理番号	1013030
提案主体名	静岡県		

制度の所管・関係省庁	経済産業省
-------------------	-------

求める措置の具体的内容	出力 300kW 未満のバイナリー発電機について、他の小型汽力発電と同様に、工事計画届出、使用前自主検査、定期事業者検査、溶接事業者検査を不要とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>工事計画に基づき実施する使用前自主検査等の不要化により、海外製の圧力容器等に関する日本の技術基準への適合検査費用を削減し、小型バイナリー発電機の製造費用のコストダウンを図る。</p> <p>提案理由：</p> <p>使用前自主検査等において、日本の技術基準を満たす海外標準規格の検査を通過した海外低コスト汎用品の圧力容器であっても、国内での使用の際には溶接に関わる全ての基準について技術基準への適合を検査し、現地において複数回の自主検査を実施する必要がある。このため、日本の技術基準への適合検査費用が高額となり、発電機のコストダウンを阻害する要因になっている。</p> <p>また、海外製の圧力容器として主たるものではない部品(発電機やインバーターの冷却装置やフィルターなどの汎用品)は、海外では圧力が低いことから溶接検査対象となっていない場合があり、このため、日本の技術基準に適合した製品を調達する場合、特注となることからコストメリットを享受できない。</p> <p>そこで、工事計画届出、使用前自主検査、定期事業者検査、溶接事業者検査を不要とすることで、日本の技術基準への適合検査費用を削減する。</p> <p>これらにより、約 700 万円の製造コストの削減が図られ、温泉発電の普及を図ることができる。</p> <p>代替措置：</p> <p>小規模な発電設備であり、設置者の自主保安や他の小型汽力発電の場合と同様に設備容量等の要件を付すことで安全性を確保できる。</p>

11 経済産業省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	工業団地における災害廃棄物の最終処分場の設置 に関する規制の緩和	都道府県 提案事項管理番号	東京都 1019010
提案主体名	アーバンシステム株式会社		

制度の所管・関係省庁	経済産業省 環境省
------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>工場立地法に基づき、廃棄物の最終処分場等の生産施設以外の施設を工業団地内に設置することが規制されているが、災害廃棄物(災害廃棄物を処分するために処理したものを含む)の最終処分場については、工業団地の所在地を管轄している都道府県知事及び市町村長が土地利用に関して相当の余裕があると認めた場合に限り、規制を緩和して設置を認めることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>廃棄物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づく国の廃棄物処理施設整備計画や都道府県の廃棄物処理計画、市町村の一般廃棄物処理計画等に基づいて設置が行われているが、残余年数を考えると十分に確保されているとは言えない状況にある。このため、大きな災害が発生した場合は、最終処分場が一気に不足することになり、被災地の復旧・復興が大きく遅れることになる。</p> <p>また、広域処理を行う場合、焼却炉等の能力に余裕がある場合であっても、焼却灰等の最終処分場が確保されていない場合は、既存の施設を活用できない状況に置かれることになる。</p> <p>しかし、物流の便が良く人口密集地から離れている工業団地が利用できるようなれば、地域住民との合意形成に費やす時間を大幅に削減することができるため、結果的に被災地の復旧・復興が早まることになる。また、団地内の土地に余裕がある場合は、最終処分場を建設するまでの間、工場誘致が決まっていないエリアを埋立廃棄物の仮置場として一時的に活用することができる。</p> <p>提案の理由:</p> <ol style="list-style-type: none"> 東日本大震災のように想定外の災害が発生した場合は、がれき等を適正に処分するための最終処分場の確保が急務になる。 全国的にみると、工場の閉鎖や海外移転等により、将来的にも有効利用が困難と思われる工業団地が多数存在している。 <p>代替措置:</p> <ol style="list-style-type: none"> 食品加工等を主体とする工業団地は規制緩和の対象としない。 生ゴミや下水道汚泥等の有機物を埋め立てる最終処分場は規制緩和の対象としない。 設置が困難なために供給不足が予想される管理型最終処分場のうち廃棄物と雨水が接触しない被覆型のみを規制緩和の対象とする。

11 経済産業省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特定規模需要にかかる需要者及び需要場所の要件 緩和	都道府県	埼玉県
		提案事項管理番号	1025010
提案主体名	埼玉県		

制度の所管・関係省庁	経済産業省
------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>エネルギー地産地消を推進し、地域での電力需給最適化をめざすスマートグリッドを構築するため、家庭用蓄電池やエネルギー・マネジメント・システム導入などの要件を充たす家庭などの小規模な需要家を IT 技術を駆使して集約し、一定規模の契約電力量が確保できる者に対しては、契約電力量に応じた高圧または特別高圧受電契約を適用可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>ビル・エネルギー・マネジメントシステムを導入する中小企業やスマートメータ、ホーム・エネルギー・マネジメントシステム・蓄電池等を導入する家庭など、適切な電気使用量等の把握とデマンドレスポンス対応が可能な小規模な需要家を地域 EMS が IT 技術を駆使して集約し、大幅な契約電力量引き下げを条件に一括して高圧または特別高圧受電契約を適用する。</p> <p>提案理由</p> <p>エネルギー地産地消推進によるエネルギー自給率向上やデマンドサイドマネジメントなどによる発電コスト低減・系統負荷低減は、国民生活に直結する喫緊の課題であり、家庭を含む全需要家が積極的に省エネに取り組むことができる仕組みを早急に構築する必要がある。</p> <p>この規制緩和により電気料金差額などで需要家へのインセンティブ付与が可能になるとともに、地域 EMS 運営経費への充当が可能になり、「次世代エネルギー・社会システム実証地域」において課題となっている地域 EMS の自立的な運営が見込まれる。</p> <p>この結果、次のような効果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約電力量の大幅な引き下げによる大規模な省エネ、発電コスト低減 ・地域 EMS によるピークシフト、ピークカット ・地域 EMS への加入要件に蓄電池等を設けることによる系統負荷低減 ・住宅、蓄電池、家電、自動車など多様な産業活性化 ・地域 EMS を介した電力自由化(小売サービス含む)

11 経済産業省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	自己託送制度の推進に向けた同時同量原則の緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1034030	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係省庁	経済産業省
------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>企業が自社事業所間で電力の自己託送を行う場合、電力会社から求められる需要量と供給量の変動範囲について、特定電気事業者の条件(30分毎に3%以内の変動範囲で一致させる)よりも緩和し、1時間毎に3%以内の変動範囲で一致させることを認めるよう規則等で明確化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピーク時電力の逼迫が今後とも継続する可能性があるとの判断に立ち、円滑な生産活動を維持するため自家発電設備の増強に取り組む企業が増えている ・しかしながら、事業所によってはガスインフラが未整備であるとともに、事業所毎のデマンドが小さいため自家発電設備の投資効果が期待できない場合がある ・そこで、ガスインフラが整っている事業所から他の事業所への電力託送(自己託送)を検討することになるが、現行では、企業が電力会社の送電網を使用して自社事業所間の自己託送を行う場合、その活用や運用ルールを明確化する法的規制がない。 ・しかしながら、自己託送を希望する企業と電力会社との契約において、実態として、特定電気事業者について法で定められた条件(同時同量の原則:電力の需要量と供給量を30分毎に3%以内の変動範囲で一致させること)と同様の内容が求められており、その遵守は企業にとって技術的、コスト的に負担となる ・電力不足やピークカット対策として、自家発電による企業の自社事業所間の託送を行う場合には、送電量が比較的小さく、送電網への影響が少ないと考えられるため、1時間毎に3%以内の変動範囲で一致させることとし、これを規則等で規定し、特定電気事業者よりも緩和した条件で電力会社の送電網を使用できるようにする

11 経済産業省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	プラスチックごみの一括回収、リサイクルシステム	
要望事項 (事項名)	容器包装プラスチックとその他のプラスチックとの一括回収によるプラスチックのリサイクルの推進	都道府県	秋田県	
		提案事項管理番号	1035010	
提案主体名	秋田エコブラッシュ株式会社			

制度の所管・関係省庁	経済産業省 環境省
------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>容器包装プラスチックとその他のプラスチックとを一括回収したプラスチックを選別圧縮梱包したものを「混合プラスチック分別基準適合物」として、法律上の指定法人である財団法人容器包装リサイクル協会の入札対象とする。費用負担は、現行法で特定事業者が負担する容器包装比率 90%を下回る部分を自治体の負担とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>実施内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、金属等が付着しておらず、汚れが少ないプラスチックのみを分別し、容器包装プラスチック(PETボトルは除く)を一括回収し、選別・圧縮梱包を行い、「混合プラスチック分別基準適合物」を製造し、再生処理事業者によりリサイクルする新たなリサイクルシステムを構築する。費用負担は、収集、選別・圧縮梱包、容器包装プラスチック以外のプラスチックのリサイクル費用は自治体負担とし、容器包装プラスチックは、特定事業者の負担とする。 ・製品プラスチック等の一括回収においても還付金制度は、引き続き適用されるように配慮して頂きたい。 <p>提案理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体が容器包装プラスチックを分別収集し、その他のプラスチックは、他の可燃ごみとともに、燃えるごみとして焼却されているため、リサイクルを推進したい。 ・秋田県は、秋田市以外の市町村はすべて人口が 10 万人以下であるため、圧縮梱包、選別施設の整備が割高となり、容器包装プラスチックの分別収集が進んでいない。(法律では、30 万人単位を想定している) ・秋田県では、秋田エコタウン計画を 2011 年 3 月に策定しており、製品プラスチックのリサイクル推進をすることとしている。 ・秋田県では高齢者が多く、高齢者には、容器包装プラスチックのプラマークによる分別が困難であるため、プラスチックのみを分別する方が、リサイクルが進みやすい。 ・本提案の効果としても、①化石燃料の節減、②CO2 排出の削減、③資源リサイクル産業、リサイクル品利用産業の振興、④廃棄物のリサイクル促進が期待される。

11 経済産業省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	容器包装リサイクル法における選別特化施設の位置	都道府県	神奈川県、北海道	
	づけ	提案事項管理番号	1038010	
提案主体名	株式会社エコデリック、明円工業株式会社			

制度の所管・関係省庁	経済産業省 環境省
-------------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>現行法では大規模かつ高精度な選別のみを行う「選別特化施設」の位置づけがないため、一定の認定要件を満たしているものについては容り法の枠組み内で選別特化施設が誕生し得るようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行法プラスチック製容器包装について効率化の遅れている選別部門について投資の集中および合理化を進めることによって、社会的コスト(市町村負担コスト・特定事業者負担コスト)を減らすと同時にリサイクル製品の品質を向上させること等を通じて更なる環境負荷低減を実現させる。</p> <p>提案理由: 第 20 次提案では対応不可回答ではあったものの、選別特化施設の合理性を否定するものではなく、現行法との整合性や運用の仕方を問題にする回答であったため、本提案では現行法における運用と整合性を保ちつつ、特区において段階的な導入ができるための提案を中心とする。選別特化施設には A.リサイクル製品の選別品目を細分化でき、品質を向上させることができる、B.材料リサイクル向けプラスチックとケミカル・サーマル向けプラスチックに分配することができる、C.市町村の選別・保管業務と再商品化事業者の選別工程を統合できる、というメリットがあり、状況に合わせてそれぞれを段階的に導入することを提案する。これら A～C の詳細や代替措置については別紙にまとめた。</p> <p>これら A～C のうちどの部分まで対応可能なのかを含めて回答をいただきたい。</p>